

**【協議事項2】
鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議における協議の
の進め方について**

1 協議内容

鹿児島保健医療圏地域医療構想における協議，決議過程を整理し，関連規程について所要の改正を行う。

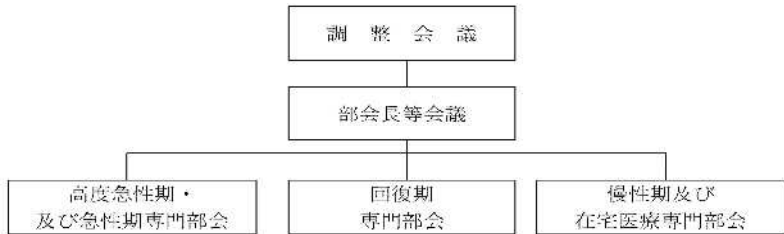
2 当圏地域医療構想調整会議における協議（現行）

- ・ 鹿児島保健医療圏地域医療構想専門部会運営要領に基づき，4専門部会を設置
- ・ これまでの経緯を踏まえ，協議事項毎に協議機関及び決議機関を決定

3 事務局（案）

調整会議及び部会長等会議の役割を明らかにするため，鹿児島県保健医療圏地域医療構想専門部会運営要領第5条2の改正及び第10回鹿児島県地域医療構想調整会議決定事項の規程に追加を行う。

<当圏調整会議における協議，決議過程のイメージ>



【現行】

主な協議事項	関係専門部会	部会長等会議	調整会議
地域医療介護総合確保基金に関する事	協議	協議	決議
病院開設の許可申請に関する事	協議	協議	決議
病床機能の変更予定に関する事	決議	報告	報告

【事務局案】

主な協議事項	関係専門部会	部会長等会議	調整会議
地域医療介護総合確保基金に関する事	協議	協議	決議
病院開設の許可申請に関する事	協議	協議	決議
病床機能の変更予定に関する事	協議	協議	決議

変 更 案	現 行
<p>鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議専門部会設置要領 第5条</p> <p>2 専門部会部会長(部会長等会議部会長を除く)は、専門部会を開催後、その結果を部会長等会議に報告するものとする。</p> <p>3 部会長等会議部会長は、部会長等会議開催後、その結果を調整会議に報告するものとする。</p>	<p>鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議専門部会設置要領 第5条</p> <p>2 部会長は、専門部会の開催後、その結果を調整会議に報告するものとする。</p>
<p>第10回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議 (令和元年10月16日) 決定事項, 令和3年12月 日改訂</p> <p>部会長等会議を設置し、下記協議事項について協議を行い、必要に応じて部会長等会議で素案(たたき台)を検討の上、調整会議で協議することとする。</p> <p>位置づけ 専門部会の一つとして位置づける 構成員 調整会議議長・副議長、各専門部会の部会長、その他議長が指名する委員</p> <p>協議事項 ・調整会議の進め方 ・複数の専門部会に関連する事項 ・各専門部会における協議結果の確認、調整に関する事項 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p>第10回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議 (令和元年10月16日) 決定事項</p> <p>部会長等会議を設置し、調整会議の進め方や複数の専門部会に関連する事項の調整等については、必要に応じて部会長等会議で素案(たたき台)を検討の上、調整会議で協議することとする。</p> <p>位置づけ 専門部会の一つとして位置づける 構成員 調整会議議長・副議長、各専門部会の部会長、その他議長が氏名する委員</p>